

大阪市鶴見区役所とダイードリンコ株式会社との包括連携協定

大阪市（以下「甲」という。）とダイードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、住民サービスの向上と地域活性化を推進することを目的として、次のとおり包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、緊密な相互連携を図り、双方の資源を活かした事業に協働で取り組むことにより、大阪市鶴見区の住民サービスの向上と地域の活性化を推進することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見交換に努めるとともに、次の事項について連携し協力する。

- （1） 鶴見区のPRに関する事
- （2） 地域活性化に関する事
- （3） 子育てに関する事
- （4） 教育に関する事
- （5） 防災・防犯など安全なまちづくりに関する事
- （6） 環境に関する事
- （7） その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 甲と乙は、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、覚書を交わし決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日から1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月30日

甲 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号
大阪市
協定締結担当者 鶴見区長 長沢 伸幸

乙 大阪市鶴見区諸口6丁目15番12号
ダイードリンコ株式会社
西日本第一営業部長 日高 健一郎